

平成28年(ワ)第1708号 不実告知等差止請求事件

(次回期日:平成30年3月20日午後1時30分)

原 告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
外10名
被 告 株式会社ベルカディア

平成30年3月16日

上記原告ら訴訟代理人弁護士	鈴	木	尉	久
同	富	本	和	路
同	浦	本	真	希
同	木	村	裕	介
同	大	橋		慧

神戸地方裁判所第5民事部合議A係 御 中

準 備 書 面 (7)

第1 はじめに

本準備書面においては、原告らの平成29年12月5日付け準備書面(6)に引き続き、消費者契約法12条1項に基づく、不実告知の差止について、原告ひょうご消費者ネットの主張をとりまとめる。

本件で、被告は、イベント参加チケットの表面記載の同意書への署名(標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部・1条2項所定の特約)を勧誘するにあたり、既に募集型企画旅行契約の締結を済ませた旅行者(消費者)に対し、当該署名(特約の締結)が必要なものであるとの不実告知をしているが、これは、「重要事項」(消費者契約法4条5項2号所定の取引条件、あるいは、消費者契約法4条5項3号所定の損害回避の必要性)を対象とする不実告知に該当するものである。

以下、このことを詳述する。

第2 平成28年改正法の適用について

消費者契約法4条1項は、「重要事項」について事実と異なることを告げた場合の消費者の取消権を定めている。

この不実告知の対象となる「重要事項」については、平成28年改正(平成29年6月3日施行)によって拡張されており、改正消費者契約法4条5項3号は、「前2号に掲げるもののほか、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情」を重要事項として規定している。本件訴訟においては、平成29年6月3日に施行された平成28年改正後の消費者契約法が適用となる。

今般の消費者契約法の改正により、「重要事項」に、消費者契約法4条5項3号所定の「損害回避の必要性」が付加拡張された結果、後記の

現状誹謗型の不実告知についても、広く契約取消しの対象とされることとなった。この改正がなされた結果、改正法適用後は、不実告知がなされたが、その対象が重要事項に該当しないということで取消権が認められないという事態は基本的に生じなくなったと言われている。

そうすると、不実告知がなされていることが明らかな本件においては、不実告知の対象を、消費者契約法4条5項2号所定の「取引条件」であるとするか、消費者契約法4条5項3号所定の「損害回避の必要性」であるとするかはともかく、いずれにせよ「重要事項」についての不実告知がなされているものであるから、この不実告知が差止めされるべきことは明らかであるとも言え、これ以上の議論はあまり実益がないのかもしれない。

しかし、消費者契約法4条5項2号と消費者契約法4条5項3号のいずれが適用されるのかは、事案の解決にあたっては必要と考えられるので、さらに本件事案に即して分析を進める。

第3 消費者契約法4条5項2号所定の「取引条件」について

1 本件における不実告知の対象

標準旅行業約款による募集型企画旅行契約を締結した旅行者（消費者）は、その契約締結後に同契約に関する特約を締結する義務を負わず、付加的な特約を締結するかどうかは契約自由の原則のもとで旅行者（消費者）の任意にゆだねられている。

このような特約の締結は旅行者（消費者）の任意であるとの取引条件は、標準旅行業約款の募集型企画旅行契約の部1条2項「当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。」との規定に含意的に定められているところである。

本件では、標準旅行業約款の募集型企画旅行契約の部の定める取引条件により募集型企画旅行契約を締結した旅行者（被告）が、相手方である旅行者（消費者）に対し、これを前提として、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部・1条2項に定める付加的な特約の締結（イベント参加チケットの表面記載の同意書への署名）を勧誘するにあたり、当該付加的な特約の締結は旅行者（消費者）の義務である旨、不実の告知をしている。不実告知を伴う勧誘によって、事業者（被告）が獲得を目指しているのは、標準旅行業約款の募集型企画旅行契約の部に定める取引条件に特約が付加された旅行契約ということになる。

ところで、消費者契約法4条5項2号は、「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かの判断に通常影響を及ぼすべきもの」を重要事項としている。

本件で、「消費者契約の目的となるもの」とは、旅行者が履行をするべき旅行サービス提供にかかる役務であり、その「取引条件」は、標準旅行業約款の募集型企画旅行契約の部に定められた取引条件である。上記のとおり、「付加的な特約の締結については、契約自由の原則のもとで旅行者（消費者）の任意にゆだねられていること」は、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部・1条2項に定められており、標準旅行業約款の募集型企画旅行契約の部に定められた取引条件の一つである。

したがって、標準旅行業約款の定める取引条件の一つである「付加的な特約の締結（イベント参加チケットの表面記載の同意書への署名）については、契約自由の原則のもとで旅行者（消費者）の任意にゆだねられていること」は、本件において、「消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件」（消費者契約法4条5項2号前段）に該

当することは明白である。

また、特約について、義務的に締結を強制されるものなのか、それとも契約自由の原則のもとで締結するかどうかは任意にゆだねられているものなのかは、当然に「消費者の当該消費者契約を締結するか否かの判断に通常影響を及ぼすべきもの」（消費者契約法4条5項2号後段）であると言える。

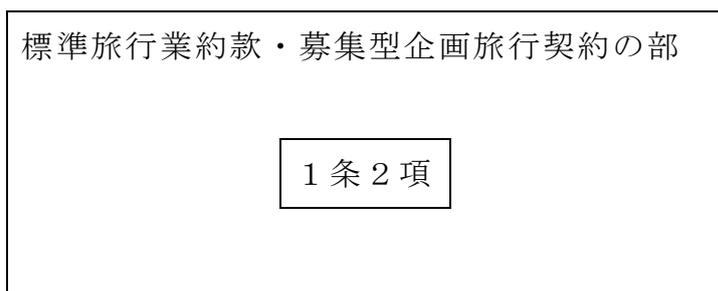
よって、被告が不実告知の対象としているのは、消費者契約法4条5項2号所定の「取引条件」、すなわち「重要事項」である。

2 敷衍した説明

本件では、不実告知による勧誘が行われるに先立って、もともと当事者間には、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部に定める取引条件に基づく募集型企画旅行契約が成立している。

標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部・1条2項も、当然、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部の一部分である（図1参照）。

【図1 勧誘時の法律関係】



標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部・1条2項は、「当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。」と規定しているが、この規定は、事理の当然に、そのような特約の締

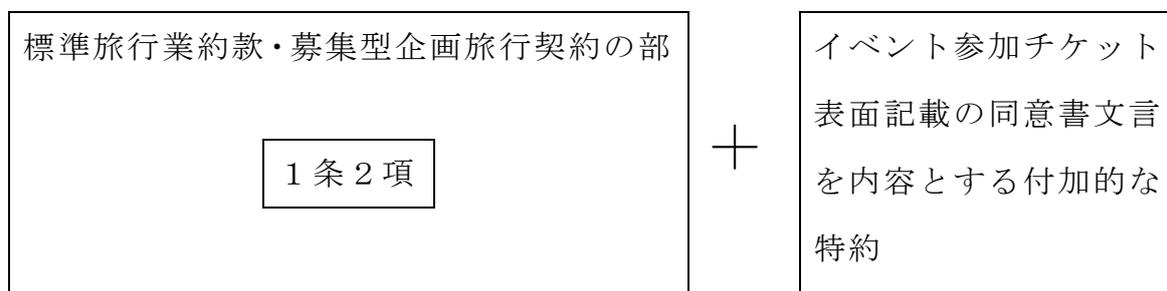
結が旅行者（消費者）の任意であることを含意している。

本件で、被告は、イベント参加チケットの表面記載の同意書への署名を求める取扱いをしている。この同意書への署名の勧誘は、法的に見れば、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部・1条2項に定める付加的な特約の締結の勧誘にほかならない。この点は、日本旅行業協会（JATA）の解説書（甲13）からも明らかである。

消費者契約法4条5項2号は、「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かの判断に通常影響を及ぼすべきもの」を重要事項としている。消費者契約法4条5項2号にいう「当該消費者契約」とは、「勧誘にかかる将来締結されるべき消費者契約」のことである。

本件において、不実告知を伴う勧誘の結果、締結されることが予定されている消費者契約は、「標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部に定める取引条件に、イベント参加チケット表面記載の同意書文言を内容とする特約が付加された旅行契約」である（図2参照）。

【図2 特約締結後の法律関係】



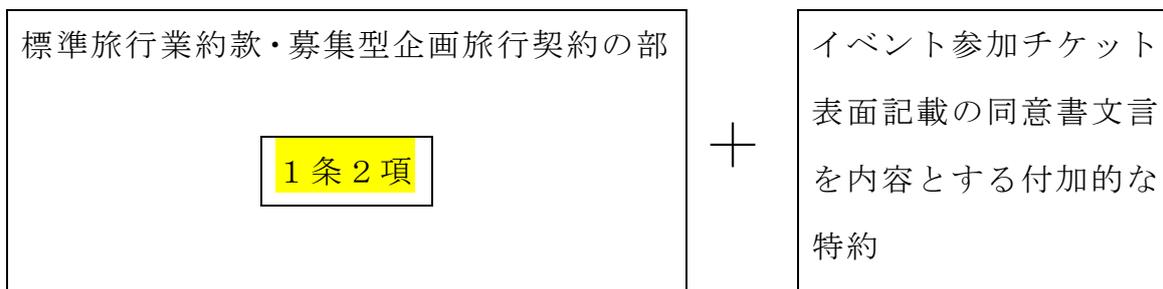
ここから明らかなおおり、本件では、「勧誘にかかる将来締結されるべき消費者契約」においても、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約

の部に定める取引条件は、維持されており（単に特約が付加されるだけである。）、もちろん、特約の締結が任意であることを含意する標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部1条2項も、勧誘の結果、締結されることが予定されている消費者契約の取引条件の一つとなっているものである。

消費者契約法4条5項2号にいう「当該消費者契約」とは、「勧誘にかかる将来締結されるべき消費者契約」のことであり、その「勧誘にかかる将来締結されるべき消費者契約」の「取引条件」に対する不実告知があった場合が、「重要事項」についての不実告知と扱われるわけであるが、本件では、特約の締結が任意であることを含意する標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部1条2項も「勧誘にかかる将来締結されるべき消費者契約」の「取引条件」の一部を構成していることが明らかである。

被告は、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部1条2項で含意されている「特約の締結は任意である」との取引条件について、「参加チケットの表面にある同意書をよくお読みいただき、ご署名の上、当日必ずご持参ください。」（乙5、乙6）などと不実を告知しているものであって、消費者契約法4条5項2号に規定する「重要事項」である、「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かの判断に通常影響を及ぼすべきもの」を対象に不実告知がなされていることにほかならない（不実告知の対象は、図3の黄色で表示された、特約の締結が任意であることを含意する標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部1条2項の定める取引条件であると考えられる）。

【図3 本件における不実告知の対象＝重要事項たる取引条件】



消費者契約法4条5項2号所定の「重要事項」該当性の論理構造

- (1) 標準旅行業約款に基づく募集型企画旅行契約締結後、特約（募集型約款1条2項）を締結するか否かは、契約自由の原則により、消費者の任意に委ねられている。特約締結について契約自由の原則が適用されることは、募集型約款1条2項が含意している。
- (2) イベント参加チケット記載の同意書への署名が「必要である」と告知することは、特約（募集型約款1条2項）の締結については、消費者の任意に委ねられているものではなく、義務的なものであると告知しているものにほかならず、募集型約款1条2項（契約締結の自由）に関して、不実を告知していることになる。
- (3) 消費者契約法4条5項2号にいう「当該消費者契約」とは、「勧誘にかかる将来締結されるべき消費者契約」のことであり、その「勧誘にかかる将来締結されるべき消費者契約」の「取引条件」に対する不実告知があった場合が、「重要事項」についての不実告知と扱われる。
- (4) 本件の場合、「勧誘にかかる将来締結されるべき消費者契約」は、「イベント参加チケット表面記載の同意書文言を内容とする特約が付加された募集型企画旅行契約」であるところ、特約付きとはいえ、基本契約は、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部に定める取引条件をその内容とする募集型企画旅行契約なのであるから、本件における「勧誘に

かかる将来締結されるべき消費者契約」の取引条件には、募集型企画旅行契約の部1条2項（契約締結の自由）も含まれている。

- (5) したがって、本件では、「勧誘にかかる将来締結されるべき消費者契約」の取引条件（重要事項）の一つである募集型約款1条2項（契約締結の自由）について、不実告知がなされている。

第4 消費者契約法4条5項3号所定の「損害回避の必要性」について

本件において、被告は、イベント参加チケットの表面記載の同意書への署名（標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部・1条2項所定の特約）を勧誘するにあたり、旅行者（消費者）に対し、「参加チケットの表面にある同意書をよくお読みいただき、ご署名の上、当日必ずご持参ください。」（乙5、乙6）などと告げ、当該署名（特約の締結）が必要なものであるとの不実告知をしている。このような不実告知は、現状誹謗型の不実告知の一種であると考えられ、消費者契約法4条5項3号所定の「損害回避の必要性」（＝重要事項）についての不実告知に該当する。

消費者契約法4条5項3号は、不実告知の対象となる「重要事項」として、「前2号に掲げるもののほか、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情」を定めている。

本件において消費者契約法4条5項3号の適用を考える場合、同号にいう「当該消費者契約」とは、「全体としての募集型企画旅行契約」ではなく、「イベント参加チケット表面記載の同意書文言を内容とする特約」を意味することになり、同じく同号にいう「当該消費者契約の目的となるもの」とは、「同意書文言に記載されているような危険や法的地

位等を、自己責任として負担する役務」を意味することになる。

本件で、被告は、募集型企画旅行契約を締結済みの、既に被告と契約関係に入った消費者に対し、「参加チケットの表面にある同意書をよくお読みいただき、ご署名の上、当日必ずご持参ください。」(乙5、乙6)などと告げ、同意書への署名(特約の締結)が黙示的に契約上の義務として必要であると不実を告知している。これは、その反面として、同意書への署名(特約の締結)をしない場合は契約上の義務違反(債務不履行)となり、旅行者(消費者)に何らかの財産的損害又は危険が生じかねないことを告知しているものにほかならない。

被告は、「同意書文言に記載されているような危険や法的地位等を、自己責任として負担する役務」を同意書への署名(特約の締結)によって引き受けることが、旅行者(消費者)の契約上の義務違反(債務不履行)による財産的損害又は危険を回避するために必要であると不実告知をしているものであり、これは、消費者契約法4条5項3号所定の「損害回避の必要性」(=重要事項)についての不実告知にほかならない。

本件における不実告知は、平成28年改正によって新設された消費者契約法4条5項3号所定の「重要事項」に対する不実告知の典型とも言えるものであり、差し止めの対象となることは明らかである。

第5 島添誠証人の証言から明らかになった事実(不実告知関係)

1 故意による不実告知

同意書の文言について、被告は、「イベント・ツアーの参加者にとって理解しやすく適切な文言の検討を重ね、その結果、現行同意書文言を現在使用しております」(乙2の2頁下から5行目)としているが、この同意書の文言は、被告自身にとっても意味不明のわかりにくいものであり、被告の本件に関する責任者である島添証人自身も、負

担しないとされている「民法上の債務不履行責任」には、契約の解除も含まれているのかどうか分からず、「生命・身体または財産に対して損害が生じた場合」とある点について、精神的苦痛が生じた場合は含まれているのかどうか分からないと証言している（島添誠調書18頁）。

そして、このような意味が把握しにくい文言で構成された同意書について、消費者からこの同意書に法的効力があるのかどうかを問われた場合、被告は、従業員に対し、法的効力に関する消費者からの質問に対しては返答しないように指示している（島添誠調書32頁）。

被告は、消費者に対し、「参加チケットの表面にある同意書をよくお読みいただき、ご署名の上、当日必ずご持参ください。また未成年の方は保護者さまのご署名も必要です。」との告知を行っている（乙5の2・3頁、乙6・契約成立欄）。

被告が、消費者に対し、同意書への署名が必要であるとの告知をしていることは明らかであるが、にもかかわらず、被告は、万一、消費者から同意書への署名が必要なのかとの問い合わせがあった場合は（そのような問い合わせは、原告戸田以外には存在しなかったという。）、特に必要ありませんと答えるように従業員に口頭で周知している（島添誠調書24頁）。

このように、必要でもない同意書への署名について、消費者から問い直されない限りは必要であると不実告知することについて、被告は、やめるべきかどうかを検討したが、敢えて継続することにした（島添誠調書23頁）。したがって、この不実告知は、同意書への署名が必要である旨を被告から明示的に告知した以上は、この点をわざわざ問い直す消費者などごく稀にしか存在しないという状況を十分把握したうえでの、故意による不実告知である。

2 免責のための利用目的

消費者が署名した同意書の記載されているイベント参加チケットは、そのすべてが、被告会社の書庫にツアー参加のときから最低3年間は保管されている（島添誠調書25～26頁）。島添証人は、この同意書への署名について、イベント参加にあたり、事故防止上必要となる緊張感をもってもらいたいという理由で求めているものである旨証言してきたが（乙2の1頁、同3頁、島添誠調書6頁～7頁、同26頁）、それであれば、イベント終了後にイベント参加チケットを保管しておく理由がないと原告ら代理人から指摘されるや、突然前言を翻し、怪我をした顧客の本人確認をするためにイベント参加チケットを保管している旨供述し始めたが、さらに問われると本人確認はパソコン上でも可能である旨証言するに至っている（島添誠調書26頁）。

被告が、同意書への署名の効力について消費者への返答を回避するように従業員に指示していること、全顧客の署名済みの同意書を最低3年間も保管していること、怪我をしたとの顧客からの申し出に備えるとの意味合いがある旨島添誠証人が証言したこと等を考えると、被告は、消費者からの損害賠償請求に対する免責の一助とするために、同意書への署名を求めていることが明らかである。

3 不実告知に関する被告の悪性

以上から明らかなおり、被告は、イベント参加チケット記載の同意書への署名（特約の締結）が「必要である」旨の不実告知を、募集型企画旅行契約を締結したすべての消費者に対し、故意に、現在も繰り返し行っており、その目的は、消費者からの損害賠償請求に対する免責の一助とするためである。被告は、消費者がおかれている情報の質及び量並びに交渉力の構造的格差に付け込んでいると言わざるを

得ず、その悪性は高い。

消費者契約法は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、契約締結過程において事業者側から不当な勧誘行為があった場合に契約を取り消すことができるのと同時に、適格消費者団体がかかる不当な勧誘行為を差し止めることができるとしているものであり、本件事案は、まさに消費者契約法が適用されるべき事案である。

第6 まとめ

本件で、被告は、イベント参加チケットの表面記載の同意書への署名（標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部・1条2項所定の特約）を勧誘するにあたり、既に募集型企画旅行契約の締結を済ませた旅行者（消費者）に対し、当該署名（特約の締結）が必要なものであるとの不実告知をしているが、これは、「重要事項」（消費者契約法4条5項2号所定の取引条件、あるいは、消費者契約法4条5項3号所定の損害回避の必要性）を対象とする不実告知に該当するものである。

消費者契約法12条1項に基づく不実告知の差止についてのその余の要件も具備されていることは、原告らの平成29年12月5日付け準備書面（6）において陳述したとおりである。

したがって、「被告は、被告との間で募集型企画旅行契約を締結した消費者に対し、同旅行契約の契約条件に関する特約の締結を勧誘するに際し、当該特約の締結が消費者の任意に委ねられたものではなく、これを締結しなければならないことを、告げてはならない。」との不実告知差止にかかる認容判決がなされるべきものである。

以上